平成３０年（フ）第３８号
鹿児島県霧島市隼人町真孝35番地３　エスポワールマキ101号
債務者　友澤　洋一
1　決定年月日時　平成30年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成３０年（フ）第６１号
福島県郡山市字下亀田24番地の16　佐久間マンション505号
債務者　渡辺ひろみ
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成３０年（フ）第１５３号
熊本市東区健軍４丁目８番91号　健軍エルイービル飛鳥206
債務者　花森　雅美
1　決定年月日時　平成30年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第１７７号
熊本県宇城市三角町波多284番地21　ワーフⅡ－103号
債務者　岡本　浩治
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第１９４号
熊本市中央区坪井１丁目１番15－1208号
債務者　山本　浩二
1　決定年月日時　平成30年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第１２３号
沖縄県那覇市松山２丁目23番17－406号　サンハイツ松山
債務者　池原　　勝
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第４４号
青森県弘前市大字賀田１丁目９番地12　ＶＩＬＬＡ106－60号
債務者　鳴海　千秋
1　決定年月日時　平成30年５月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成３０年（フ）第２６１号
千葉県我孫子市柴崎880番地の１（504号）
キャロット我孫子
債務者　藤本さとみ
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第２８７号
千葉県野田市尾崎815番地の11　ヴィラパレス川間弐番館204号
債務者　水戸　正美
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第３０２号
千葉県松戸市緑ケ丘１丁目205番地
債務者　梅澤眞貴子
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第３２０号
千葉県流山市駒木台226番地の２
債務者　宇田川孝行
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第９６号
沖縄県那覇市首里石嶺町４丁目335番地　石嶺市営住宅Ｂ２－707
債務者　新里　寛貴
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第１３８号
沖縄県那覇市壺屋２丁目６番10号　カリカーサⅡ402
債務者　砂川　博之
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第３４号
茨城県日立市十王町伊師本郷1186番地10（サン・コーポラス十王２－305号）
債務者　渡口千栄子
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成３０年（フ）第４３号
茨城県日立市西成沢町４丁目43番17号
債務者　塚本　航平
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成３０年（フ）第４１号
青森県黒石市末広24番地　末広アパート２号
債務者　九戸　暁介
1　決定年月日時　平成30年５月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
青森地方裁判所弘前支部